

～福祉施設利用助成の見直しについて～

(1) 新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の廃止

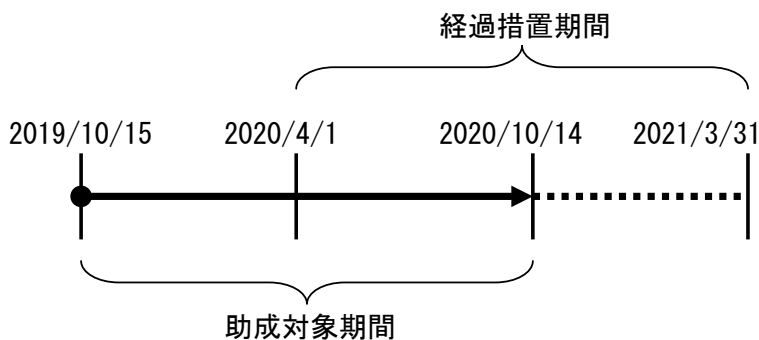
平成32年3月31日をもって、新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成を廃止します。

ただし、平成32年3月31日までに下表の利用条件に該当する者は、平成33年3月31日までの経過措置として、その利用条件に該当している間は助成を受けることができます。

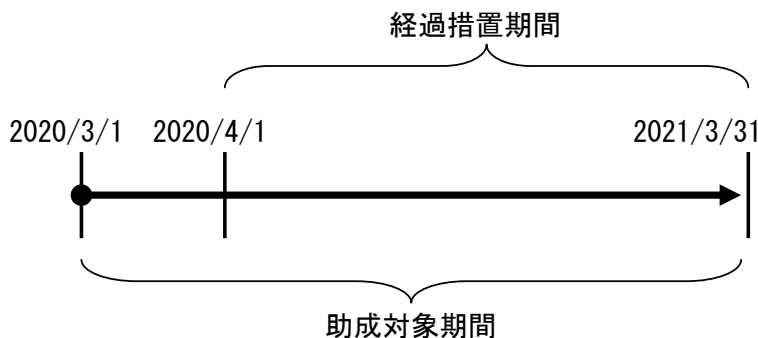
区分	対象者	条件	助成内容
新婚・銀婚利用助成	組合員及び配偶者	① 結婚1年未満の者 ② 結婚25年目の者 ※どちらも夫婦で1回限りの利用	えひめ共済会館に無料で1泊できる(2食付)
永年勤続利用助成	組合員	勤続25年以上の組合員(既婚者を除く。) ※1回限りの利用	

[例]

- ①平成31年10月15日に婚姻した(又は婚姻から25年目となる)場合・・・助成対象期間：平成32年10月14日まで



- ②平成32年3月1日に勤続25年以上となった場合・・・助成対象期間：平成33年3月31日まで



(2) 福祉施設利用助成の助成対象施設の見直し

平成32年4月1日から、福祉施設利用助成の助成対象施設を見直します。見直し後の助成対象施設は、公務員共済グループの運営施設及び愛媛県内の市町が保有する施設とします。

区分	対象者	条件	助成内容
福祉施設利用助成	組合員及び被扶養者	指定施設で宿泊する。 (連泊は7日まで)	1人1泊1,000円

現在の施設区分

施設区分
市町村職員共済組合
都市職員共済組合
全国市町村職員共済組合連合会
指定都市職員共済組合
東京都職員共済組合
地方職員共済組合
公立学校共済組合
警察共済組合
文部科学省共済組合
農林水産省共済組合
防衛省共済組合
林野庁共済組合
国家公務員共済組合連合会
日本私立学校振興・共済事業団
全国教職員互助団体協議会直営施設
JR・NTT健康保険組合
船員保険保養所
簡易保険保養センター・加入者ホーム
メルパルク郵便貯金会館
ハイツ&いこいの村グループ
休暇村〔(一財)休暇村協会〕
公営国民宿舎〔(一社)国民宿舎協会〕
民営国民宿舎〔民営国民宿舎協議会〕
四国内市町村営施設の中で指定した施設
その他の契約等により指定した施設



見直し後の施設区分(平成32年4月1日施行)

施設区分
市町村職員共済組合
都市職員共済組合
全国市町村職員共済組合連合会
指定都市職員共済組合
東京都職員共済組合
地方職員共済組合
公立学校共済組合
警察共済組合
文部科学省共済組合
農林水産省共済組合
防衛省共済組合
林野庁共済組合
国家公務員共済組合連合会
愛媛県内の公営国民宿舎〔(一社)国民宿舎協会〕
愛媛県内の市町営施設の中で指定した施設